平成２６年（フ）第３号
三重県松阪市飯南町深野3458番地１
債務者　山端まさみ
１　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第４号
三重県多気郡明和町明星2836番地54
債務者　木全　智美（旧姓宮本）
１　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第１２０４号
堺市美原区平尾2447番地１　ヴィハーラ仲本303号、前住所堺市美原区多治井125番地12
債務者　エル・エス・ロジこと　平松　佳子
１　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
堺市南区茶山台２丁３番１―808号、前住所堺市南区晴美台３丁２番２―308号
債務者　河井　栄一
１　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８６号
大阪府河内長野市向野町765番地４―503号
債務者　東内　敦子
１　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
大阪府松原市天美東９丁目２番19号、前住所大阪市西淀川区中島１丁目19番33号
債務者　田村　健一
１　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０５号
堺市堺区大仙中町９番18―602号
債務者　徳野　　功
１　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１１１号
大阪府柏原市古町１丁目１番32号
債務者　藤原　和彦
１　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７号
兵庫県西脇市和布町167番地の27　サンビレッジＡ棟102号
債務者　河村　直美（旧姓衣川）
１　決定年月日時　平成26年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第１５号
山口県宇部市昭和町３丁目12番28―103号ロイヤルフェニックス
債務者　奥橋　勇輝
１　決定年月日時　平成26年２月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第３１７号
香川県高松市香南町吉光347番地１
債務者　森口　昭彦
１　決定年月日時　平成26年２月27日午後３時20分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第８号
香川県高松市香南町吉光347番地１
債務者　森口　りな（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成26年２月27日午後３時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２５号
釧路市貝塚２丁目12番６号　ルガール103
債務者　本間　　絢（旧姓近藤）
１　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１５６５号
東京都豊島区目白３丁目22―１
債務者　土屋　研一
１　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６０５号
東京都江戸川区南葛西３丁目16―８―402
債務者　保戸田友紀
１　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６４４号
千葉県千葉市花見川区畑町848―２―105
債務者　野田　　明
１　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６４９号
東京都墨田区京島３丁目14―６―202
債務者　杉山　一夫
１　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部